

プルトニウム取扱施設の運転・保守に係る

品質保証業務の労働者派遣契約

仕様書

プルトニウム取扱施設の運転・保守に係る
品質保証業務の労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下、『JAEA』)核燃料サイクル工学研究所 MOX 燃料技術開発部内のプルトニウム取扱施設の運転・保守業務に係る品質保証業務を行う労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

(1) プルトニウム取扱施設の運転・保全業務に係る品質保証業務

- ①プルトニウム取扱施設の運転・保全業務に係る品質保証及び安全衛生に係る実施計画案の作成及び実績の取りまとめ
- ②プルトニウム取扱施設の運転・保全業務に係る品質保証文書・記録を含む法人文書の管理
- ③プルトニウム取扱施設の運転・保全業務に係る品質保証、安全衛生及び法人文書管理に係る内部監査対応
- ④プルトニウム取扱施設の運転・保全業務に係る品質保証業務に必要な関係部署との調整、書類管理、必要に応じて JAEA 職員等 (TL や課長、業務に関する担当者など) との業務調整
- ⑤プルトニウム取扱施設の運転・保全業務に係る品質保証業務に關係する規定、基準、マニュアル等 (JAEA 職員等との業務調整、改訂作業及び手続き等を含む) の確認及び作成に係る業務
- ⑥プルトニウム取扱施設の運転・保全業務に係る品質保証業務に必要な物品等の調達に係る業務
- ⑦品質マネジメントシステムに基づく活動に係る業務
- ⑧その他、品質保証活動に必要な書類の作成、手続き、JAEA 職員等との調整により決定した業務

(2) プルトニウム取扱施設の運転・保全業務に係る品質保証活動に付随する各種業務

- ①MOX 燃料技術開発部内の清掃業務に関する受注者との調整、書類管理、必要に応じて JAEA 職員等 (TL や課長、業務に関する担当者など) との業務調整
- ②MOX 燃料技術開発部内の緑地管理業務に関する受注者との調整、書類作成・管理、緑地管理用資器材の管理、必要に応じて JAEA 職員等 (TL や課長、業務に関する担当者など) との業務調整

- ③施設運転課が所掌する固定資産、借用資産等の現物確認及び資産台帳等の管理
- ④施設運転課が所掌する化学物質の出入量、保管量の PRTR システムへの登録・管理
- ⑤施設運転課における放射線業務従事者指定・解除等に係る申請書の作成、手続き（個人情報の取扱いを含む）及び個人線量計の配布・回収
- ⑥その他、上記に係る JAEA 職員等との調整により決定した業務

(3) その他の業務

- ①教育・訓練（放射線業務従事者指定教育含む）の参加、実施等
- ②職場一斉点検の実施、安全衛生パトロールの参加、実施等
- ③入構、入域、撮影許可、残業等の申請手続き、エスコート等
- ④その他、所掌区域の整理・整頓、清掃、JAEA 職員等との調整により決定した業務

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的な要件

- ①原子力施設の保安に係る品質保証業務に従事した経験を有していること
- ②放射線業務従事者
- ③Excel、Word、Visio、Canvas 等のアプリケーションソフトの操作ができること
- ④個人情報の取り扱いに関する教育を受けていること

(2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ①普通程度の作業を滞りなく迅速に処理できる。
- ②基礎的な知識や経験に基づき、作業上で通常発生する条件変化に対応できる。
- ③個人の信頼性確認制度の審査に合格し、防護区分 I・II 施設の常時立入者に指定できる。

(3) 派遣労働者の条件

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する。」

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 法令等の遵守

派遣労働者は、業務の実施にあたり、関係法令及び次に掲げる所内規程を遵守するものとし、JAEA が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従う。

(1)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(2)核燃料物質の使用等に関する規則

(3)核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設 保安規定

(4)核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設等核物質防護規定

(5)核燃料サイクル工学研究所 放射線保安規則

(6)核燃料サイクル工学研究所 共通管理基準・要領

(7)核燃料サイクル工学研究所 共通安全作業基準・要領

(8)核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設 放射線管理基準

(9)核燃料サイクル工学研究所 MOX 燃料技術開発部基本動作マニュアル

(10)核燃料サイクル工学研究所 MOX 燃料技術開発部施設運転課 作業マニュアル

(11)核燃料サイクル工学研究所 事故対策規則

(12)核燃料サイクル工学研究所 MOX 燃料技術開発部事故対策手順

(13)その他、JAEA の定める所規則・基準等

5. 組織単位

核燃料サイクル工学研究所 MOX 燃料技術開発部 施設運転課

6. 就業場所

茨城県那珂郡東海村村松 4-33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

MOX 燃料技術開発部 施設運転課居室

TEL : 029-282-1133 (内線 2875)

その他、指揮命令者と定めた場所

なお、JAEA が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、JAEA のルール及び指示に従うこと。

7. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

MOX 燃料技術開発部 施設運転課長

TEL : 029-282-1133 (内線 76500)

8. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

9. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月 29 日～1月 3 日）、JAEA 創立記念日（10月の第 1 金曜日とする。但し、10月 1 日が金曜日の場合は、10月 8 日とする。）及び JAEA が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、JAEA の業務の都合により、休日労働を行わせることができる。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

10. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8 時 30 分から 17 時まで

(2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

JAEA の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、JAEA が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。

なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

11. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 労務課 職員

12. 派遣人員

1 名

13. 業務終了の確認

JAEA が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

14. 提出資料

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。

- (6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書（JAEA が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第一号（平成 31 年 3 月 1 日）に示す公的機関証明書類等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること〕
- (7) その他契約上必要となる書類

15. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

16. 特記事項

- (1) JAEA の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に基づき支払う。
- (2) プルトニウム取扱施設に従事している際に、非常事態が発生した場合は、派遣先責任者の指示に従うものとする。また、夜間休日に震度 4 以上の地震が発生した場合、施設点検のため緊急呼出を行うことがある。
- (3) 原子力規制委員会規則第一号（平成 31 年 3 月 1 日）に基づき、区分 I 及び区分 II の防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて JAEA が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第一号（平成 31 年 3 月 1 日））に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適性検査、面接の受検等に協力すること。
※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（JAEA が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く）

以上